

平成 21 年度第 5 回 四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成 22 年 2 月 26 日（金）17:00～20:10
- 場 所：四街道市庁舎新館 3 階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、
栗原委員、三木委員
（事務局）
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 市民参加条例の一部改正について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

【配付資料】

四街道市市民参加条例改正案の説明

四街道市市民参加条例改正案 旧新対照表

資料1 市市民参加条例改正について 市民参加推進評価委員会の意見（H22. 2. 26答申予定）

資料2 平成21年度 市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動一覧（22年2月追加）

資料3 平成22年度 市民参加手続の実施予定一覧

【会議経過】

1 開 会

(宇田室長)

ただ今から、平成 21 年度第 5 回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。
まずは出石委員長にご挨拶をお願いします。

2 あいさつ

(委員長)

それでは、今日は議事が盛り沢山ですので、早速始めたいと思います。
今日は、条例の改正の続きと通常の案件もありますので、よろしくお願いします。

(宇田室長)

本日の資料ですが、予め郵送させていただいた次第、資料 1、2、3、前回から使用している改正案の説明と旧新対照表を会議資料とさせていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、委員長、議事の進行をよろしくお願いします。

3 議 事

(1) 市民参加条例の改正について

(委員長)

それでは議事 1 の市民参加条例の改正についてです。
前は、改正案の説明は終わりましたか。

(宇田室長)

とりあえず終わりましたが、附則の検討がまだ終了していません。

(委員長)

38 ページからで、少し残っていますので、これを片付けたいと思います。
資料 1 が出ていますが、今日で終わらせる必要があるのか、これを確認したほうがいいですか。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

それでは、38 ページから 40 ページまでを検討して、資料 1 を土台にして、この委員会で市民参加条例改正についての意見を最終確認して答申にしたいと思います。

では、第 15 条について、改正なしとなっていますが、これについてはよろしいですか。

次に第 16 条、これも改正なしですが、一応説明してください。

(宇田室長)

運用の取り扱いについて、留意すべき問題をあげさせていただきました。

第 16 条は、市民参加手続の実施予定等の公表ということで、いろいろな実施予定や実施状況、提案状況など必要事項を、毎年度 1 回公表するということになってはいますが、予定に関しては、逐次年度の途中でも予定が追加されているので、追加公表を行っています。

実施予定の追加公表については、今後も実施していくことになるが、この点に関しては運用面で実

行することとし、条例改正は行わないことにするというので、条例文では1回公表することになっていますが、運用上、1回以上公表することがあるという内容でございます。

以上です。

(委員長)

少し気になるのが、1回以上にすればいいのではないかという意見があるかもしれませんが、1回以上と言ってしまうと、同じ案件を2回実施することになるので、案件としては1回になります。ここでの追加はあまり好ましくないのかもしれませんが、当初に実施予定だった案件に追加して出てしまったということです。運用上の問題なのでこれでいいと思います。

次、17条の雑則ですが、ここは特にありません。

39ページの附則は、いくつか追加事項があります。制定附則というのは、制定する際に付ける附則のことで、条例の改正をするときに施行日などを附則として付けますが、今回は制定附則の改正はなく、新たに改正にあたっての附則を付けるということです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

1番目の施行期日ですが、当初の予定どおり、今年の6月定例会に提案する予定で、議会の議決を得た後、つまり公布の日から施行するので、今回もそのようにしたいと考えております。

2番目の経過措置ですが、例えばパブリックコメントでは、20日の規定を30日に改正した項目や、行政手続法の主旨を受けて新たに設置する手続きなどが仮に盛り込まれた場合に、経過措置を設ける必要があります。

具体的にどのようにするかは、この委員会でご意見をいただくのか、あるいは事務局側に委ねただき、法務セクションと調整を図って決めてよいか、ご意見をいただきたいと思います。

3番目ですが、見直し規定をどのように設けるかです。委員の指摘では、定期見直し規定を条文の中に含めるという意見をいただいております。

今回は、事務局の考え方を青字で示していますが、本条例は黎明期で、条例改正後の見直しは必要であると判断できるとし、本則で定期見直し規定を設けるのはまだ早いと考え、今回も、附則により、3年を越えない範囲で見直すという規定を設けるのが妥当だと判断をさせていただきました。

以上でございます。

(委員長)

39ページの一番下の枠内の部分に分かりやすいと思いますが、附則を3つ追加したいと事務局から説明がありました。

まず、施行期日と経過措置は関連するのでセットで見えていただき、ご意見をいただきたいと思えます。事務局の説明では、この条例は議会で議決されて市長が公布した日からスタートさせる。ただし、仮に6月議会に出した場合は、通常7月1日からスタートしますが、年度途中なので、既に行政活動が行われている場合は、この条例の適用が難しくなります。そこで、従来の制定附則にも経過措置がありました。市民参加手続を実施することが困難なものは、第2条の規定を適用しないとできる、面白い規定ですが、同じような規定を入れたいということです。

従って、新しい条例なので公布日からすぐスタートさせるが、不都合があるものは適用させないということですが、いかがですか。

市民委員の方は分かりにくいかもしれませんが、従前の規定では全く実施しないということになります。というのは、スタートのときはいいのですが、現在は市民参加条例があるので、改正されて公布の日からスタートしたときに、この条文のままでは、今まで実施していたのに実施しなくてよくなってしまいますので、前のルールで実施するとしておくということです。

もう一つの方法は、市民参加条例施行の際に、既に実施されているものについては読み替えることにして、従前の規定はこの規定に読み替えるとするかです。

趣旨としては、すぐに施行させるが、従前からの流れがあるので、極力安定した運用をしたいということですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

そのような形の条文に整理をするということでしょうか。

例えば、しばらくは旧条例を運用し、少し経過した23年度の市民参加の実施予定から新条例を適用するという考えはあります。そこまで期間を空ける必要はないと思いますが。

(中嶋委員)

適用する施策を広げたり、期間を長くしたりという改正なので、経過措置を入れてかまいませんが、条文としては前と同じでいいのではないのでしょうか。

(委員長)

前は何もないという状態からの新しい条例でしたので。

私は、この委員会でそこまで言及しなくてもいいと思います。今の話は、市民参加条例の改正ではなく、条例の改正をして、どのように運用するかというところに踏み込んでいます。

意見提出手続において20日間から30日間に期間を延ばすという部分的な事ではなく、条例全体をいつから施行するか、どのように運用するかということです。

私としては、附則の1と2については、この委員会で言及しなくてもいいのではないかと思います。つまり、ここは改正しないと、附則は付けないではなく、言及をしないということです。

特に意見がなければ、これは削除します。

3つ目の条例の見直しですが、現在の条例は3年以内に見直す規定になっていますが、委員からの指摘は、例えば、3年以内ごとに見直しをするという規定を設ければ、今後3年ごとに定期的に見直すことになるので、そのようにしたほうがいいのではないかという意見です。

それに対して事務局の意見ですが、まだ黎明期であるから、今回も附則として3年で見直しをするという規定を入れる。3年経過したらあらためて考えるということです。

そもそもこの指摘は私がしましたが、この委員会では言及しないほうがいいと思います。

市民にとって重要な条例は、一定期間経過したときに、ある程度メンテナンスをしておかなければいけないと思います。時代が変われば新しい市民参加手法が生まれるかもしれないので、市当局、あるいは議会もそれを踏まえて、いつも一番いい状態にしておこうとする意識もそうだし、制度もそのようにしておくことが大事ですから、私は定期見直しを入れたほうがいいのではないかという意見です。

市として、そのようなものが入ると困る事情はありますか。事務局案は黎明期だからとしています

が、ここの意味がよく分かりません。本則に見直しを入れるのが時期尚早ということですか。

(成田課長)

一つにはこの委員会の機能、役割をどう持たせるかというところが前回までの議論の中でもありました。そこで建議機能を持たせるということも出ましたが、そういったところで3年ということもあるのかもしれませんが、市が特に困るということはありません。

(委員長)

期間の問題ではなく、この規定を入れると、その先は分からないということです。3年後の改正のときに、3年後見直そうということが続きますが、定期見直しというのは、必ず3年ごとに見直しをするということです。

3年ごとというのは、最初だから早めに見直そうということだったと思います。最初は3年でもいいのですが、以降は定期見直しなら5年でもいいわけです。

栗原委員、そのあたりの事情は分かりますか。

(栗原委員)

4年前に条例原案を検討した当時、見直し規定は、最初から附則に入れるという考えはなく、市に必ず見直しをしてもらいたいということで、条例の中に入れておくことが市民委員会では決まりましたが、定期的に見直していくことまで考えていたかどうかは疑問ではあります。

条例ができて、直さなくてはいけないところが沢山でくるのではないかと考え、先延ばしをされないように、一定の年数を必ず条例の中に入れておきたいということで3年としました。

推進評価委員会の委員として3年が経ちますが、市民原案を作ったときは、3年は比較的長い期間のように感じましたので、3年以内には見直しをもらいたいと、条例の中に位置づけました。

ただし、ここだけで考えていきますと一度見直しをすればお終いというようにも取れますので、やはり定期見直しの規定を設けたほうがいいのではないかと考えております。

(委員長)

その他いかがでしょうか。

(宮原委員)

定期という文言では、分かりにくくなる可能性はありませんか。

(委員長)

定期とするならば、3年以内や5年以内など期間を入れたほうが良いと思います。

「必要に応じて見直しをする」という規定を設けている条例がありますが、それでは何も変わらないと思います。

(中嶋委員)

私は、あまり期間をあげずに条例の見直しをしたほうが良いと思うので、3年ぐらいで見直しをする規定を設けたらどうかと考えています。

見直しをして、大体これで固まってきたとなるのか分かりませんが、もう一回期間を置いてから定期見直しをするのかどうかという議論をしてもいいのではないかと気はします。

(委員長)

中嶋委員の案を採用すると、委員会の意見としては、3年以内の見直し規定を設けるが、次の見直しの際には、条例の運用等を踏まえて、定期見直し化することも視野に入れて次回検討する、という

意見になります。

事務局案は、まだ十分整理が尽くされるかどうか分からないので、もう1回見直しをすることを踏まえて3年の見直しを入れるということ。

私の意見は、今の段階から定期見直しにしたかどうかというのですが、中嶋委員の意見は、私と事務局の折衷案で、今回は3年以内の見直しを入れ、次の見直しをするときに定期見直しを入れるかどうかを検討するという3案が出ていますが、いかがでしょうか。

(草野委員)

私はどの案も同じような感じがします。3年経過したら見直すなら、定期であっても見直しになる可能性があるわけです。今回は3年で見直しましたが、5年にしても見直しになるわけです。

市が黎明期と考えているなら、定期的に見直すことが黎明期での対応ではないかと思います。

(委員長)

ということは、事務局案がいいのではないかとということですか。

(草野委員)

委員長の案がいいと思います。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(三木委員)

今回の見直し審議では、これまで対象にしていなかったものを含めたり、仕組みを変えたりした部分があるので、見直し規定は必ず入れておいたほうが良いと思います。実際に運用してみて、この規定の整理でいいのかということが分かると思います。

もう一つは、条例では市民参加手続の一部は入っていますが、この先、計画策定手続などいろいろな市民参加に問題が出てきたとき、この条例の中なのか、それとも別の仕組みなのか分かりませんが、こうした枠組みを現在の枠組みに加えて、市民参加のあり方をいろいろと考える時期が来るのではないかと思います。

中嶋委員の意見に近いのですが、一定期間後の見直し規定を入れておき、次の改正のときに定期見直しという形でいいのか、あらためて検討することでいいのではないかと思います。

また、国は4年が多いのですが、3年は最低限施行させてみないと分からないということで、3年間で実績を作り、4年目から見直しの検討を始めるということです。

3年を超えないというと、実はスタート時点では2年間分の施行実績しかないのでは、意外に短いという印象になると思います。

見直し期間については、3年とするのか、あるいは3年間の実績を見るのであれば4年とするのか、次回に見直し期間を設定するにしても、議論はしたほうが良いのではないかとはいいます。

(委員長)

定期見直しがいいのか、次回の見直しがいいのか、中嶋委員と三木委員は中間案がいいのではないかと、期間はともかく、委員会の意見として、その次にするときには定期見直しを入れるのか検討すべきことを入れるということですから、私もそれならいいのではないかと思います。

それでは、事務局案についても別に大きく変わるわけではなく、その話が出てくれば同じ議論になるので、異論がなければそれでいかがでしょうか。

(草野委員)

答申の拘束性ですが、次回の見直しの際にはどうなりますか。

(委員長)

その次の見直しの時に定期見直しを入れるのかどうかを検討するように、ということ拘束するわけで、今の案では拘束はされません。

3年間で社会情勢も変わるし、見直しは必要ないという選択もあり、とりあえず定期見直しを入れるという選択もあり、次はもう一回だけ見直しを入れてもいいという選択もあります。

この委員会としては、定期見直しのことはきちんと議論したので、次も忘れずに議論をすることを明確にしておくということで、結果的には書かなくても同じですが、拘束されるものではありません。

(草野委員)

拘束されないのであれば、三木委員が言うように、4年で定期見直しをすれば、3年の実績がかなり反映できると思います。

(委員長)

年数については意見が分かれていますので、この後に検討します。

他の委員の方はいかがでしょうか。

伊東委員はいかがですか。

(伊東委員)

定期見直しはする。それに年数を設ける方向でいくということですか。

(委員長)

年数の件は別に考えます。とりあえずもう一回見直しすることを入れるという意見と、今後は定期的に、例えば5年後とか、何回も定期的に見直そうという意見の2つあります。

それに対して中間案が出て、次は一回だけ、その次の見直しの際に何回も見直そうということを入れることを検討するという、今はこの3つがあるわけです。

(中嶋委員)

四街道では、まもなく市長選挙が行われ、また再来年には市議選があることを考えると、あまり期間を空けない範囲で1回見直したほうがいいのではないかと思います、どちらでもかまいません。

(草野委員)

私も固執しません。

(委員長)

固執されないのであれば、定期見直しを入れるのはこの委員会の強い意見なので、附則ではなく、先程、栗原委員がおっしゃった本則、例えば、17条の前に入れるようになると思います。

大体どちらでも見直しをするということは大事だが、やり方は任せるということであれば、中嶋委員の案でもう1回見直しをし、そのときに定期見直しの検討をしてもらいたいということにしておくほうが、市も動きやすいと思いますが、それでよろしいですか。

— 異議なしの声 —

(委員長)

では、そのようにします。

次は年数です。これも二つあり、中嶋委員は現状3年、次の市長選で、条例の制定権者で提案権者

である為政者が変わりますが、それを踏まえて3年という意見です。

それに対して、三木委員や栗原委員は、3年で治すということでは短いので、例えば、運用期間を3年確保するというのであれば4年とか、そのあたりの数字についてはどうでしょうか。

そこは、事務局に任せてもいいと思います。

(三木委員)

既に動き出しているもので、3年とか4年にあまり拘りはありませんが、選挙があるといっても、市長なら見直し期間を取らなくても諮問ができるので、そういうことは気にしなくてもいいと個人的には思っています。むしろ、運用期間をどのくらいみるかで、次の改正の議論が良いものになるか、意味のあるものになるかだと思うので、それを考慮して期間を考えればいいと思います。

もう一つは、委員会の役割として建議機能が入るので、条例が変われば、今まで以上に運用上の問題は意見を出せるようになると思います。

委員会の役割も、運用を含めて今まで以上に関わりが持てるので、規定をどうするかは、3年ぐらい動かしてから判断すればいいと思います。ただし、3年といってもその前の積み重ねを含めて5年間の運用実績があるので、3年でも十分実績が残せると思います。

(委員長)

この委員会の中で、意見提出手続の提出期間を30日にすべきとなりましたが、これは、行政手続法に基づいた意見公募手続と合わせるという意味があります。

これに対し、見直し期間は、3年がいいのか、4年目なのか5年目なのかというのは、国では確かに4年が多いかもしれませんが、他都市では3年や5年、4年も多くあります。これは首長や議員の任期の関係もありますが、逆にいうと、期間はこの委員会で設定しなくてもいいと思います。

話をまとめると、委員会の意見としては、改正条例施行後一定期間以内に運用状況を見て、それを踏まえて見直しをすべき規定を設けるべきである。見直し期間については、運用状況を十分把握して、適切な見直しができる期間を設定されたい。次の見直しの際は、市民にとって重要な条例であるから、定期見直し条項の導入を踏まえた検討をされたい、こんな提案でいかがでしょうか。

(宮原委員)

私は期間を短くしたほうがいいと思います。

条例を施行したが何も実施しない可能性もあるので、このような条例があるということを市民にアピールするために、期間を入れて、しかも短くというのが私の意見です。

(委員長)

短くというのは、例えば3年を更に短くというイメージですか。

(宮原委員)

3年でいいと思います。

(委員長)

留意していただきたいのは、条例は自治体のルールですから、頻繁に変えるのは不安定な状態となります。去年の手続きと今年の手続きが変わることが毎年続くと分からなくなってしまいます。

私の知っている限り、2年というのは聞いたことがなく、短くても3年は取っています。

そのような主旨を含めて、3年という数字を入れたいという理由を明らかにしてください。

(中嶋委員)

次に議論される住民投票に関わってきますが、これまで議論してきたような内容であれば、3年や4年の運用状況を見たとえで考えられると思いますが、他市の条例と比較した時に、規定に掲げているのが住民投票に関する事と、不服申し立て的なことの役割だと思えます。この二つの点について、入れるにしろ入れないにしろ、3年以内で見直しをすることが必要になってくるのではないかと思います。基本的には3年間、今回と同じくらいの期間を設けたほうが良いと思います。

(委員長)

今回入れないのであれば、次で検討するという事ですね。

(三木委員)

入れるとしたら大きな変更になるので、きちんと議論しなければいけないと思います。

(委員長)

3年、4年、規定を設けない、いろいろと意見が出ましたが、事務局から何かありますか。

(宇田室長)

実は、他条例との文言の使い方など、市側からの問題点がかなりありましたが、まだそこまでいっていないので、それを問題提起差し上げることができませんでした。

例えば、市民参加条例の「市民」の定義ですが、先行自治体の例を見ると、この条例で定義している「市民等」を「市民」と定義している条例が殆どでしたが、本条例もそのように改正した場合、本市の他条例との整合性がどのように図られるのか、短期間に問題を整理することができませんでした。

3年の間に、それらも含めて解決が図られるように連絡調整をしながら、他の条例とこの条例の位置づけを明確にしていくことを考えて、3年の年限を附則として位置づけた経緯があります。

その後、定期見直しでいいのではないかとこの考えがありましたので、今回は3年にしたいという気持ちはあります。

(委員長)

市からそのような方向もあるということですが、市民参加条例だけではなく、他の条例も改正する可能性があります。

ちなみに、神奈川県大和市が自治基本条例を作ったときに、他条例に載っている市民の定義を全部直しました。

3年ということでしたが、市はそれだけ意気込みがあるということですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

市当局は大変かもしれませんが、3年の見直しを設けるべきであるということで、定期見直しはその次に検討するという事、いかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

(委員長)

そのような形にしますので、事務局は、その文章を考えてください。

40ページ「その他」です。

(宇田室長)

住民投票に関する事、委員から住民投票条例は別に定めるか、規定に盛り込むか否かを検討す

るという指摘がございました。

方向性として、市民参加条例は、通常の行政手続活動を行う上で、市民の参加や提案を受けながら、市民意見を反映した市政運営を行うための手続きを定めている条例である。住民投票は、特定事項に関して、別に条例で定めるのが通常で、市民参加条例で規定するものではないと考えるので、今回は盛り込まないということで提起させていただきます。

(委員長)

確認ですが、これまで検討してきた事務局から出てきたもの、委員から出てきたもの、委員会から出てきたもの以外で、条例にないもので出てきているのはこれだけですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

先程、中嶋委員から不服の話がありましたが、まずはこれについて議論したいと思います。

住民投票に関する規定についてですが、事務局の説明では、市民参加と住民投票は違うものなので、別条例になるということですが、いかがでしょうか。

(草野委員)

事務局の方にお聞きしたいのですが、住民投票は、特定事項について、その都度条例化することですか。

(宇田室長)

はい。

(草野委員)

問題が提起されたら、その都度条例を作って住民投票を実施するということですか。

(委員長)

そうではありません。今言われた件は、四街道では何年前かに行われましたが、市長が提案しても、議員の提案でも、住民の直接請求でも、いつでも条例は作れます。

個別案件について住民投票条例を出したいという場合、議会で否決されたら条例は制定されません。

ここで言っているのは常設型と言いますが、例えば、5分の1の市民の署名が集まったら必ず住民投票を実施するという根拠を定める条例ができれば、何かの案件が出てきても、住民投票条例を作る必要はなくなります。常設型の住民投票条例の規定に基づいて請求すれば、議会が介在しているところもありますが、通常は議会を介在させないで住民投票ができることとなります。そのような独自の仕組みを作ろうというのが住民投票条例です。

私が出した意見ですが、住民投票の中味を全部これで決めてしまおうとっているのではなく、住民投票については、別に条例を定めることにより、四街道市民が住民投票をすることができるという根拠規定を、市民参加条例に入れたらどうかということです。

従って、草野委員が言っていることとつながるかもしれませんが、条例は作らなければなりません。

(草野委員)

条例を制定するというのであれば、議会は関知するわけですか。

(委員長)

その通りです。1回は議会を通さなければなりません。

(中嶋委員)

どのような形になるか分かりませんが、国でも住民投票法を作るかもしれないということです。私もこの件については意見を出させていただきましたが、四街道市は既に住民投票の経験があるので、その経験を踏まえて、この市民参加条例に反映をさせるべきではないかということです。

また、住民投票は、市民の強い思いを示す場でもあるので、市民参加条例の中に規定として設けたほうが良いと思いますが、作り方やシステムをどのような制度にするか、議会の関与も含めてどのように整備するのかをじっくり考える必要があるので、とりあえずは、別途住民投票条例を定めることとする、というような規定を設けてはどうかと思います。

(委員長)

中嶋委員の意見ですと、市民参加条例の中に別の条例の定めるところにより住民投票をすることができるという規定を入れてもすぐではなく、住民投票検討委員会のような組織ができて、そこで出てきたものを条例化するのに1、2年かかりますが、更にその先ということになりますが、そういう誘因を与えるために必ず作るということを明記するという趣旨です。

栗原委員、住民投票の話は市民委員会では議題として出ませんでしたか。

(栗原委員)

やはり住民投票というものは、究極の市民参加であるということで、市民委員会でも必ず取り込んでほしいという意見が出ました。

行政活動の企画立案過程に市民意見を反映させてもなお大きな論点が残った場合に、住民投票を用いて市民の意思を明確に行政に伝えていく必要があるということで、先程委員長がおっしゃったとおり、細則等は別条例で作成する形ではあっても、市民参加条例の中に住民投票に関する規定を明確に設けておくべきではないかというのが、大勢の意見でした。

(委員長)

市民委員会の検討段階でもあったということです。これを踏まえてご意見はございませんか。

住民投票については、自治基本条例を制定してその中に定めることが多いのですが、四街道市ではそのような話がありますか。

(宇田室長)

平成19年の定例議会では、自治基本条例についてどう考えるかという質問がありました。その際に答えたのは、19年に市民参加条例ができ、同年に市民協働指針作りが始まり、20年9月に「みんなで地域づくり指針」として制定され、その指針の条例化を今後検討し、その後自治基本条例を制定するという、3段階で進める予定と答弁していますが、議会ではそれ以降の質問はありません。

2月28日に市長選挙がありますが、自治基本条例をどう捉えるのかが新たに議論されるとは思いますが、住民投票によらないまちづくりを掲げている候補者もいることから、少し様子を見ている状況です。

(委員長)

元々は間接民主制である地方自治に対して、住民投票というのは、より直接民主制に近い方法です。結果的には住民投票の結果を受けて、市長や議会が判断するわけですが、それにしても市民の賛否を問うわけですから、この委員会に入れるべきだと言い切るのはいはしいとは思いますが、入れるべきだと

言い切っているかどうかというのはあります。

(宮原委員)

先程、国で住民投票法という話がありましたが、その内容についてはどうなっていますか。

(中嶋委員)

新聞報道であっただけですが、自治体に住民投票を義務付けるようなやり方は、地方分権に逆行するのではないかという意見もあり、議論の途中だと思います。

(委員長)

元々は、民主党が野党時代に議員立法しようとしていたものがベースにあり、地域主権を進める一環の中で、住民投票法、あるいは地方自治法を改正して、その中に住民投票の規定を入れようという考え方が打ち出されていますが、そのまま一枚岩でいくとは思えない。

もしそのような方向になれば、自治体では住民投票法に基づき住民投票条例が作られます。今回は、どのように展開するかは別にして、先に作っておいても問題になることはないと思います。

(宮原委員)

ありがとうございました。

(三木委員)

住民投票は、市民参加という自治の仕組みという感じではありますので、自治基本条例で取り上げられることが多いのではないかと思います。住民投票はどちらかというと、AかBか、イエスかノーかのような二者択一のものになるので、参加の仕組みとしては荒っぽい仕掛けではあると思います。

市民参加条例の手続きは、多数決によらないことが本来の主旨です。栗原委員が市民委員会での話のなかで触れていましたが、いつまでも解消されない案件で住民投票を実施するが、基本的にはその前の合意形成を重視することが、市民参加手続の本来の有り様ではないかと思います。

市民参加条例に中に入れるにしても、なぜそれが入るのかを位置づけないと、本末転倒のような気がします。規定を設けるかどうかというよりも、住民投票条例や住民投票制度をどう位置づけるのかきちんと議論しないと、本来の正しい主旨を反映しにくいと思います。また、制度の作り方によっては、とても使いにくいものになったり、本来の制度の主旨と違うものができたりする可能性はあります。

条例に入れるか入れないかの議論は必要ですが、どのように位置づけるのか、条例にとって意味があるのかをきちんと整理をし、議論をして判断したほうが良いと思います。

(委員長)

おっしゃるとおりで、住民投票は市の方針を決める直接民主制に近いというか、間接民主制を補完するというような言い方をしますが、そういうものの賛否を問うとすると、市民参加でなくはないが、正に自治の仕組みといえます。

それに対して、市の政策を二分するようなものについて、市民の意見を聞く一環として賛否を問い、それを踏まえて市長が決める、あるいは議会で決めるという流れの見方をとれば市民参加です。

住民投票をどのようなスタンスで捉えるかによって、後者だったら市民参加条例に根拠があってもおかしくありません。前者であれば、自治基本条例の類に入れるか、最初から単独で別な制度として市民参加条例と住民投票条例とを2つのプロセスとして捉え、参加という制度と、意思決定をするための大前提の住民投票という違う制度を取るかです。この2つは考え方が別のものです。

これを議論したら今日だけではなく、何回も検討しなければなりません。

栗原委員としては、今回は、市民委員会での議論があるから是非入れたいということですか。

(栗原委員)

私は、住民投票が本当に正しいとは思っているわけでもありません。四街道で2回住民投票が行われましたが、本当に市民の正しい民意だったのか疑問があります。

住民投票になると、公職選挙法の規定が適用されませんので、正しい情報が伝わっているのか、ある意味で市民を煽ってでも、いろいろな意見を言うことができます。

例えば、地域交流センターの場合には、議会で議決が済み、予算の執行が認められ、業者との契約の前の段階で住民投票を行っています。本当にその時期の住民投票は正しいのかということです。議会で議決された事項を市民が覆すことにより、法的な安定性が本当に保たれるのだろうか、いろいろな問題点が、四街道市の住民投票ではありました。

私は、住民投票に関しては、それなりのルールを早めに決めておかないと、住民投票を乱用することにより、四街道市にとって本当に必要な政策が否定されてしまうのではないかとという危惧があるので、できるだけ早く検討してほしいと入れていただきたいと思います。

(委員長)

例えば、市民参加の一環、あるいは自治の仕組み、様々な視点を含めた住民投票制度について、今後、市として是非を含めた検討されたいということ、条例の中身ではなく、最後のほうに答申に加えましょうか。

(中嶋委員)

私も栗原委員と同じ理由で、市民の方々は、住民投票に対する理解や問題に対する理解が十分になりません。住民投票が行われてしまったのではないかとという疑問がありますので、住民投票について、市民の方に十分考えていただき、あり方を考える機会が必要だと思います。

私は、流れとして市民参加条例の中に入れてほしいのではないかとと思いますが、住民投票条例の規定を設けるべきであると断言するには難しいので、盛り込むか否か程度でいいのではないかと思います。

(委員長)

設けるべきであるとするのは、私も難しいと思います。

今申し上げたのは、条文の中に住民投票の規定を入れるかどうかを検討するまで持っていわずに、これはこれで終わらせて、答申文に入れるかということです。

例えば、この委員会での見直しの検討において、住民投票条例の制度について議論になり、これについては住民投票に対する様々な市民参加の視点、あるいは自治の仕組みとしての位置づけなどを踏まえ、市民参加条例への規定、あるいは住民投票条例の制定などを必要性も含めて別途検討されたい、というのが私の意見です。

市民参加条例に直接言及せず、切り離して別枠で投げ返したほうがいいのではないのでしょうか。

中嶋委員としては入れたいだろうと思いますが、いかがですか。

(中嶋委員)

私は、逗子市の市民参加条例を作る時の委員会に関わりましたが、逗子市は、市民参加条例の中に住民投票条例をつくるとの規定があるので、逗子市でのいろいろな経験を踏まえて、市民参加条例の

中に入れたほうがいいと思います。

(委員長)

私は、逗子市の委員になっていますが、市民参加条例に住民投票の規定があるのは逗子市と白井市だけで、運用していても若干違和感があります。

住民投票は自治の制度だと思えますので、自治基本条例、あるいは単独の条例のほうがいいと思います。参加の一環だと、住民投票制度を限定させるわけですね。

(中嶋委員)

市民参加条例の中に入れたほうがいいと思うのは、都市核北地区の計画の際、市民参加条例ができおらず、この条例に沿った形の市民参加が行われなくて都市核の計画が決定されたことも、住民投票の原因になったかもしれないからです。

市民参加と住民投票は、つながりを持っているので、住民投票条例を自治基本条例の中に入れるにしても、住民投票条例をなかなか決められないと思います。

(委員長)

私が申し上げたいのは、市民参加条例に根拠規定を置いたら、住民投票は市民参加の一環になってしまうが、そうではない考え方もあるのではないかとということです。

自治基本条例を作って入れろとか、単独で作れと言っているわけではありません。市民参加条例に入れることも含めて、全部検討してほしいとするのがいいのではないかとということです。

この委員会で、住民投票は市民参加の一環だと断定することにしてもいいが、私はそこまでできないのではないかと思います。

(中嶋委員)

四街道市の市民参加条例は、市の政策決定に市民の意見をどのように反映させていくかということに主眼が置かれていると思うので、その流れの中に住民投票が位置づけられているという考えです。

(委員長)

その通りだと思いますが、市民の中にはそうではない捉え方もあるので、そこまで限定していいのかということです。

確かに、市民参加条例の決定に市長や議会は従わなければならないという書き方はできませんが、市民にとっては市長や議会は従うべきだと相当強く思うと思います。

市民参加条例に入れるということは、住民投票の結果は議会や市長が握っているから、結果がどうであっても関係がないと、あえて言えば言っているようなものではないですか。参加の一環でパブリックコメントに近いと思います。

(栗原委員)

私の市民参加についての考えですが、審議会などに必ず市民委員を入れて、市民意見として市民が自由に発言でき、尊重されることが保障される、それだけが市民参加なのかというと、一方では市民の意見を無視して審議会が行われているという現実があります。市民参加は、政策の意思決定に対する影響力を与えることが、市民参加にとって一番重要ではないかと思えます。

まちづくりも、住民投票を運動として見てしまうと、まちづくりの一環という気はしますが、やはり政策の大きなところに影響を与えられるとすると、住民投票は市民参加ではないか考えます。

(委員長)

私は違うと言っているのではなく、この委員会は提言するだけなので、市民参加の一環に住民投票もあるというコンセンサスを得て、委員の皆さんのご了解が得られるのであれば、市民参加条例の中に住民投票の根拠規定を検討されたいと答申を出すのはかまいません。

(宮原委員)

平成19年に、それに関する議論があったと聞いています。市長選もあることですし、その後の議会で、自治基本条例に関する様々な意見や質問が出てくる可能性はありますか。

(宇田室長)

今度の3月定例議会で、首長に対しての代表質問で、自治基本条例を制定する気持ちがあるのかというような質問が投げかけられる可能性はあります。

(三木委員)

先程の意見の繰り返しになってしまいますが、動けるか動けないかという規定や、どのように住民投票条例を取り扱うかということ、自治や市民参加の仕組みにどのように位置づけて出すのかということとは完全にセットだと思います。それを今の議論で片をつけるのは準備不足というか、今日結論を出せと言われても、個人的に結論は出しにくいと思います。

私は投票権者にはなれないので、私が良いか悪いかということ以上に、四街道市民にとってどのようなかということを知りたいと思うし、それを踏まえて議論したいと思います。

市民参加条例では、多数決はあまり肯定していないというか、パブリックコメントを実施して同じ意見が沢山出たからといって、それを採用する仕組みではなく、いろいろな意見をなるべく取り込みながら合意形成していく仕組みになっていますが、少数意見も採用していくことがすごく大事ななと思っています。

そういう意味では、住民投票の仕組みというのは、少し違う意思表示の仕方になってくると思います。言い換えると、○か×か、AかBの選択をすることになるので、市民にとって意思表示はしやすくなり、多くの人は参加しやすいと思うので、少し質が違うと思う部分はあります。

中嶋委員や栗原委員もおっしゃっていることは、議論をスタートさせるためにどうするかという話をされていると理解をしたので、条例の本文ではなく、見直し規定の中に入っていないその他の手続きについても検討すると、ある程度縛りがかかるようなものを入れられるのであれば、そういう形で議論をスタートさせ、道筋はつけることも一つの方法だと思います。

それが自治基本条例になるのか、住民投票条例になるのかは、市の選択であるので、そこまで縛る必要はないと思います。

(委員長)

三木委員と私の意見は、住民投票を検討することをどこでもいいので書く、中嶋委員と栗原委員は、市民参加条例の中に住民投票を盛り込むことを検討するべきだと入れたいということです。

私や三木委員は、中嶋委員と栗原委員の意見を否定しているわけではありません。それを含めて、もっと広く検討したほうがいいのではないかとということ、そこまでしか今の段階ではできないのではないかとということです。

市民参加の一環として住民投票を設けるべきかどうかを検討するということを市民参加条例に入れると、他の委員全員が合意すれば入れてもかまいません。40ページに事務局が書いてあるのも一つの違う制度だということもできます。中嶋委員がおっしゃっているように、広く見れば市民参加で

す。

まるめさせてもらっては駄目ですか。

特に栗原委員は、過去の経緯があつて言われていると思いますが。

(栗原委員)

私は、住民投票条例について早急に検討してもらえということが行政に伝われば、それで判断してかまわないと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(伊東委員)

この委員会として答申する場合、委員長が言われたように住民投票を必ず盛り込むのではなく、検討されたいというぐらいのほうよろしいのではないのでしょうか。

私が知っている範囲では、四街道市は、最近では千葉市との合併問題、箱物行政の関係と2回住民投票を実施していますが、私の素人の考えでは、議会や首長がいるのに、なんて馬鹿なことをやってきたのかと思います。

先程栗原委員がおっしゃいましたが、言葉は悪いですが、非常に怖いのは市民を煽ったりする人がいるわけですが、煽っている人の話を聞くと、本当の主旨が分かっていない。今もいろいろな声が出てきています。

この条例に、きっちりと盛り込んでいいのかどうかについては、委員会として方向性を示したほうが、私はいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(草野委員)

今、栗原委員がおっしゃっているのは、本文にそういうのを入れろという形になるのですか。

(栗原委員)

今回、この委員会の中の答申として出しますので、今まで個別にこう直せという形の提言ではなく、こういうことを検討してもらいたいという事柄として入るということです。

(草野委員)

今回答申する文言についても概念的なことを言っていて、ここの条文はこうしなさいとは具体的にありません。委員長がおっしゃっている方法もあると思います。

栗原委員は、第17条や第18条を新たにつくり、それらを検討せよというほうがいいということでしょうか。そうでなければ、委員長がおっしゃっている方法でもいいのではないかという感じはします。

(委員長)

個別規定ではなく、検討するというを書き加えればいいということですね。

(草野委員)

私はそう思います。

(委員長)

中畠委員はいかがでしょう。

(中嶋委員)

市民の方の考え方が一番だと思うので、どのような形になっても結構だと思います。

(委員長)

どこかに「検討をすべき」ということを入れようかと思います。

(宮原委員)

答申に条文の形で入れるのではなく、こんな議論が出たということを入れたほうが良いと思います。

(委員長)

今日配られている資料1みたいな形で、意見提出期間を20日から30日にすべきであるとか、個別の条文に対して委員会の意見はつけますが、それとは別に、条例改正の議論の中で、住民投票の制度についての意見があり委員会で議論された。これについては、自治の形なのか、あるいは参加制度の一環なのか、様々な意見があった。それらを踏まえて、市民参加条例への規定、あるいは個別条例の設定などについて今後検討されたい、というような形にしたいということなので、多分、私の言っている意見と一緒にしたいと思います。

委員の皆さんのご了解が得られれば、そのような形にしたいと思います。

お二人の委員の言われていることを否定しているわけではなく、それは載せます。

最後に、その他の事項で他にしておきたい点があればお願いします。

(中嶋委員)

先程申し上げましたが、不服申し立ての規定がこの市民参加条例の中にありません。これまでの運用を見ると、不服申し立て規定を作ったとしても、他市の状況を見てもそれほど活用されていないようなので、果たして運用されるかどうか疑問ですが、できればあったほうが良い規定だと思うので、今後の運用を見ながら検討してもらえればと思います。

(委員長)

補足しますと、市民参加手続について不服がある、あるいは苦情がある場合についての救済手続を入れられないかということです。

一つは、参加手続を行うべきだったものに対して行わなかったのでおかしいのではないかとということ、もう一つは、自分の意見が採用されなかったから何とかしてほしいということ、この二つがあります。

後者の場合認めてしまうと、多分收拾がつかなくなると思います。

前者は、参加手続の仕方について苦情、不満がある場合に申し立てをすると、市はしっかり考えて是正をするケースが出てくるかもしれません。究極になると、市民参加は権利なので、権利を侵害されたら救済が図られるまで展開されてしまうと大事になってしまいますが。

確認ですが、引き続き検討してはどうかということか、あるいは入れるということですか。

(中嶋委員)

検討でいいと思います。それについては、他市でどのように行っているのか、どのような仕組みの可能性があるので、しっかり検討しないと運用ができないのではないかと思います。

検討する時間は必要ですので、建議機能がつけばこの委員会で検討してもいいと思いますし、時間をかけて議論をして検討していただければと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

(三木委員)

事前救済なのか事後救済なのかによって全然意味が違ってきて、事後救済は殆ど意味をなさないと思います。運用上の改善を超えてやるのであれば、どのような枠組みで動かしていくのか、事前救済であれば、いつまでが申し立て期間になるのか、そういうことも丁寧に制度設計しないと使えない仕組みになってしまうと思うので、中嶋委員がおっしゃっているように、材料を集めて制度設計を検討したほうがいいと思います。

情報公開条例を作るときにも、救済制度の話が出て、建議制は無理、事前救済も現実的に無理だろうということで、実質的に救済の意味を成さない制度もあったので、作るのであれば丁寧に検討したほうがいいと思います。

もし、この委員会が受け皿になるのであれば、年に3、4回の開催で実質的な救済ができるのかという問題もあり、大幅に手を入れないと制度自体が成り立たない気がするので、少し時間をかけて議論をしたほうがいいと思います。

(委員長)

今の話の補足ですが、市民参加手続をするべき行政活動があったが、手続きを実施しなかったため、それに対して不服が出たが、この人に対して不利益なのか、一般市民全体が不利益なのかという観点があり、通常ですと不服は受け付けません。

それと、ある意味ガードをしているのがこの委員会になります。苦情とか不服ではなく、市から事前に市民参加の実施予定の内容が出されて、予定が適切かどうかを委員会で検討し、実施結果を審査する仕組みがありますが、それでも抜け落ちたものを救済するのかというのが一つ。

もう一つは、私が関わったもので、公募委員の選定方法がおかしいというものです。自分は公募委員をやりたかったが、公募委員の選定の仕方、基準がおかしいという不服が出て、これが委員会にかかりました。実際に、市の公募の仕方について適切だったかを審査して、不服を申し出た人も直接来て意見を述べてもらい、最終的に委員会で判断しましたが、このような例はありうると思います。

いずれにしても、今すぐ入れることはできませんので、不服・苦情の処理の仕組みについて、次回の見直しに向けて検討されたいということをご答申の中に入れてということでいかがでしょうか。

(栗原委員)

実は、市民委員会の中で、不服申し立て、そして救済をどのように取り扱うかという議論が出ました。その中で、市民参加が権利という形では謳ってはいますが、実体を伴った権利なのか、個人が受けるべき権利なのか、市民全体が受けるべき権利なのかという議論になり、推進評価委員会に救済機関としての役割を与えたらどうかという話も出ましたが、その中で、市民参加の事後救済に意味があるのか、ましてや、権利として個人賠償のような話になったときに、この委員会で対応できるのかなど議論があり、最終的にはその機能をどこかで担保する条項を入れるというのは難しいのではないかと、市民委員会の最終的な結論になりました。

ただし、委員の中からは、救済措置について、どこかで守られていかなければいけないのではないかと議論は出ました。

(委員長)

今日、この委員会で結論を出すのは無理だと思いますので、不服・苦情の救済の仕組みについては、

引き続き検討して、次回に可否を判断されたいという形でいかがでしょうか。

それではそのような形にします。

その他ございますか。

(中嶋委員)

一箇所、5 ページに要議論の項目がありますが。

(委員長)

そうしましたら、事務局から説明してもらえますか。

(宇田室長)

審議会等手続の第 11 条の③番、第 2 項の運用に対しては、というところです。

審議会等手続の第 2 項の運用は、市の機関が審議会から提出された意見についての検討を得たときは、いろいろな事項を公表することになっていて、市民会議手続と審議会等手続のどちらか一方を努力義務として行うように条例で規定されていますが、それを極力どちらか実施するように、運用上付け加えたらどうかという意見がありました。しかし、答申の中に明記できないので、③のような書き方にしたらどうかと、委員長からご指摘がありましたので、掲載させていただきました。

(委員長)

今の話は第 8 条の③の部分ですが、要議論の場所ではありません。

第 8 条第 2 項は、併せてどれかを実施するということに対して、私は 4 ページの第 8 条③の委員会のところの書き方でいいのではないかと事務局に言いました。つまり、努力規定になっている手続については、行政上特別の支障のある場合を除きなるべく実施しましょうということで、第 6 条第 1 項は実施する、それ以外はどれかを実施するとし、極力義務づけようということです。行政上特別支障がある場合を除き実施するという書き方でどうだろうかということです。

(中嶋委員)

極力義務実施として取り扱いされたいということですか。

(委員長)

そのように事務局では書いています。極力、義務実施を実施されたい、というのはおかしいので、本当は実施、しかし、特別支障のあるとき場合を除きという書き方でどうだろうかということです。

5 ページの要議論は切ってしまうと、第 8 条 2 項の考え方でいいかを見ていただこうと思います。これまで議論したものを踏まえて、各委員に持ち帰っていただき、ここは議論と違うので、ここを書き直したほうがいいのではないかなどの意見を出していただきまとめたいことではないかというかがでしょうか。

(中嶋委員)

6 ページの終わりの第 13 条の③ですが、この委員会の役割は、検討の結果出た結論に対する是非を云々するわけではなく、検討結果が適性であったかどうかを検討するので、その点を間違えないような文言にしていただければと思います。

(委員長)

検討結果については、という場所ですか。

(中嶋委員)

検討結果というと、結論についてこの委員会で検討するイメージが出てしまうので、基本的にこの委員会にかかる検討の過程ということだと思います。

(委員長)

検討手続等のような文言ということですか。

(中嶋委員)

文言を何かうまく考えていただければいいと思います。

(委員長)

それでは、私にご一任いただけるようでしたら、皆さんが出していただいた意見を事務局と私が調整して、結果を委員の皆さんにお送りすることでいかがでしょうか。

(草野委員)

前回出された資料では、例えば、条項ごとに改正する、しないなどの市の意見があります。全部見ていませんが、中には矛盾するというか、委員から出された意見に必ずしも分かりましたという話になっていないところもあるように思います。

委員会から答申を出した後、条文化したものをどのようにフィードバックされるのでしょうか。

(宇田室長)

市が委員会から答申をいただき、答申の内容に対して市の考え方を公表するのは、公告掲示板での公表や市ホームページ、市政だよりへの掲載の方法しかありません。

ただし、委員の皆様は、何回も多くの時間を割いてご検討いただいているので、市長から委員長宛の回答を差し上げないと失礼にあたると思いますので、委員長と相談の上、事務手続きを進めたいと思っております。

(草野委員)

私たち市民委員はまだ素人ですから、そういう点ではきちっとした形で意見は言えないと思うので、事務局と委員長との間で整理をしてあるということなら問題はないと思います。

(委員長)

基本的には、この委員会で議論されたことが正しく反映されているかをチェックしていただき、修正があれば修正し、さらに確認して、最終的に答申になります。

また、ご了解していただきたいこととして、答申がそのまま条例になるわけではなく、答申の内容を市長がどこまで反映するかということです。市長が取り入れるものもあれば、取り入れなかったものもあります。それらを含めて、今度はパブリックコメントで市民に聞いて、そこでまた変わる場合もあります。最後に条例案として議会に提出され修正される場合もあるので、この委員会の答申が、全て反映されるとは言い切れないのは制度上やむを得ないことです。

委員会で決まったことがどこに反映されたのか分かるのは、パブリックコメントの段階だと思えます。委員会の答申に対して市の案はこうだというのが一覧になるかどうかは別にして、ある程度情報は我々も入手できるだろうし、市からも提供していただけるようにしたいと思います。

(草野委員)

分かりました。

(委員長)

手続きとしてはそれでよろしいですか。

(宇田室長)

委員の皆さんの意見はいつ頃までにいただければよろしいでしょうか。

(三木委員)

その前に、あくまでもこの条文に対してこういう意見でしたという整理はするのでしょうか、答申とはまた違うまとめ方になりますか。

(成田課長)

委員の皆さんから出た意見をそのまま答申にするわけではなく、分かりやすく箇条書き的な整理になります。

(三木委員)

整理をしたものを送っていただくことになりますか。それとも、この表のままいただくことになりますか。

(成田課長)

委員長と整理させていただいたものを、事務局で見やすくしたものを送ります。

(三木委員)

そうすると、答申案をいただけるということですか。

(成田課長)

そうです。

(委員長)

意見をいただく段階ですか。

(成田課長)

意見をいただいたあとに委員長相談してまとめて、それをご覧いただくことを想定しています。

(委員長)

それからもう一点。この委員会での議論の中に運用で対応するというのがかなり出てきますが、委員会が言う話ではないだろうと私が判断し削除しました。一部加えたものもありますが、ここはあくまでも条例の見直しについての部分を中心に捉えることとしました。

資料1の8ページに最後の委員会の意見「その他条例全体について精査し、条文整理を行われたい。」これは細かい条文の修正があったわけですが、ここで中味を変えるわけではないので、それはきちんと対応してくださいという意味です。

それから、本条例の改正を受け、規則改正の必要がある場合についても適正に対応されたい。そして、条例を正しく理解するとともに、条例の適正な運用を期するため、「解釈及び運用」について精査し、必要な修正等を行われたいということ、これは市に任せるという姿勢です。

細かい運用については議論しましたが、その点は議事録にも残っているはずですから、それを踏まえて、市が条例改正後に対応してもらいたいという考え方です。

(三木委員)

条例改正案をパブリックコメントに出したときに、市民の皆さんがこの委員会の議事録をきちんと読んでいただけるか疑問なので、運用上問題があったので検討したほうがいい、あるいは是正したほうがいいということを答申の中に入れてほしいと思います。何が問題になり、何が議論されたのかということを、ある程度整理して答申に入れたほうがいいのではないのでしょうか。

この委員会でも何も検討していないわけではないので、議事録に出ているというよりは、ある程度まとまったものの中にあっただけのほうが適当だと思います。

(中嶋委員)

最後の※の言葉だけだと、この委員会の中でいろいろと議論があったことを読み取るのが難しいので、「委員会で出た意見などを参考に対応されたい」か「修正等を行われたい」という形にしているだけで、出た意見については箇条書きでかまいませんので、参考として付けていただきたいと思います。

(委員長)

そんなにはないですね。私がいくつか言ったのは書き方でいくつかありますが。

(宇田室長)

多くないと思いますが、私が委員長にこの資料を打診したのは、元々運用ルールをばっさり切ってしまった後の問題をご提示して構成していただいたので、三木委員がおっしゃっているように、この委員会で検討されたものは3倍も4倍もあるはずですよ。ただし、データはあり、短時間で加工できますので、それを参考資料として出してほしいということであれば可能です。

(委員長)

私は少し差をつけたほうがいいのではないかと思います。この委員会では、諮問を受けて市民参加条例の見直しをしているので、ここは直すべきだ、意見提出手続は必ず実施すべきだ、などは答申に書くとして、運用ルールについては、問題提起というか、助言というか、議論したということは書くと思っていますが、それでどうでしょうか。

(三木委員)

私はどちらかというと、なぜ条文を修正しないのかという理由として、運用上の問題を改善してほしいという意味の説明があってもいいと思います。

市民参加手続に自分が意見を出したことがある人や、市民参加の仕組みに関わった人など、強い関心を持っている人たちに問題意識を与える場合や、極端な話でいえば、条例ができたが市民参加が全然進んでいないなど思いがあった場合、いろいろな問題が出ると思うので、修正しなかった理由は書いておいてほしいと思います。

運用上改善しても難しい場合も中にはあると思うので、そのような説明があってもいいのではないかと思います。

(委員長)

分かりました。それでは、それを入れて皆さんに確認してもらいますが、答申の作り方は私と事務局に任せていただくことにして、内容を調整してから委員の皆さんに送ります。

確認ですが、6月議会に出す予定だと、どのくらいまでに委員から意見が集まり、その後に調整が入り、パブリックコメントを実施するイメージですか。

(宇田室長)

パブリックコメントの実施ですが、3月に定例議会があるので、条例の改正案を首長に確認してもらえない状態が続きます。

遅くとも5月の連休明けには、市の内部の例規等審査会に諮らないといけませんので、それ以前にパブリックコメントは確立しておかなければいけないことを考えると4月初旬に実施しないといけません。

(委員長)

イメージとしては、これから数日で内容をまとめて、委員に10日ぐらを目安に、3月の1週目に皆さんに送ったとして、4、5日ぐらに返していただくということで、ご了承いただけますか。

そのようなスケジュールで進めたいと思います。

(三木委員)

意見交換会手続も予定していますが、それは変更するのですか。

(宇田室長)

意見交換会手続は、市民参加推進評価委員会の答申の方向性がこうであるということを参加者に提示するので、3月19日、20日に実施する予定です。

(委員長)

まず議事1については、今日議論した部分、それから運用部分も含めて、委員の皆さんには来週ぐらには資料をお送りしますので、3月上旬ぐらを目途に意見をいただき、それを踏まえて答申文を作成します。

事務局から委員の皆さんにフィードバックさせますので、よろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

ではそういう形にします。

議事の2と3がありますが、7時20分まで休憩とします。

－ 休憩 －

(2) 平成21年度市民参加手続の実施予定(追加分)について(資料2)

(委員長)

それでは始めたいと思います。

二つ目の平成21年度市民参加手続の実施予定の追加分について、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

その前に、(2)と(3)の議題が本日の諮問事項なので、写しを委員に皆さんにお配りしております。

それでは、資料2、今年度に追加分が2件あります。

資料2-1が、四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正ということで、改正の概要ですが、診療報酬の算定根拠について、厚生労働省告示を引用していたものを、根拠法令からの引用に改めるという内容で、3月末に施行予定となっています。

手続の対象は、第6条第1項第3号の市民等の権利義務に関する条例の改廃に該当しますが、市民参加手続を実施しない根拠は、第1号の軽易なものに該当させています。その理由ですが、診療報酬の算定根拠を、現行の条例では、法令基準の改正を受けて示される厚生労働省告示としていたものを法令基準、詳しくは「健康保険法第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律」の第71条第1項の規定によって、厚生労働大臣が定めた基準に改めるもので、軽易な変更該当するという事です。

元々、法令により定めた基準を受けて、厚生労働大臣が告示をする経緯があり、厚生労働省告示に根拠をおいていたものを、その前段の厚生労働大臣が定めるように根拠を持たせただけです。内容としては変わらないということで、軽易な変更該当すると思しました。

市民参加推進本部のコメントといたしましては、第1号の適用は妥当であるということです。

添付書類は、公告文の写しになります。

(委員長)

この件についてご質問・ご意見ありませんか。

(草野委員)

公告第14号の理由は、第6条第2項第3号に該当するためと書いてあり、今の説明では第6条第2項第1号の軽易の変更ということですが、この違いは何ですか。

(宇田室長)

最初に説明をせず申し訳ございませんでした。

担当課は健康増進課ですが、間違えて第3号に該当するということで、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うものと捉えて公告をしてしまいました。後日、市民活動推進室と調整して、第3号ではなく第1号ということで、市の内部手続を進めています。

(委員長)

それは拙くないですか。第3号と第5号に該当するのではないのでしょうか。

第3号は該当しますが、これは中味ではなく条文の書き方だけの問題なので第1号でも分かります。

この条例を改正するときに、中味に関することがあったとしても法令により実施基準が決まっていますし、そもそも金銭徴収に該当するので、第3号も第5号に該当するのではないのでしょうか。

(宇田室長)

今回の改正の項目が軽易なものと捉えましたので、条例そのものがどのような内容であろうと、改正は金銭の部分ではないし、実施基準が変わったわけでもないので、第1号と判断しました。

(委員長)

事務局の説明は分からなくはありませんが、そのように運用しているということですね。

その中味が第3号でいえば法令の基準を直す、金額を直すと第3号、あるいは第5号に当たるが、条文の言葉を変えたということだけなので、軽易だという事務局の判断です。それでも納得できますが、そのように運用しているということですね。

ただし、その話とは別に、公告文が間違いなのに、なぜ直させないのですか。

この資料は、掲示板に掲示された写しですね。今も掲示されていますか。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

それであれば、市長決裁を取り直して訂正すべきです。市民参加条例ではなく、公告式条例の話ですので、そこはきちんとしないとイケない。担当課の問題ですが、訂正して掲示し直さないと、形式的な行為の問題が出てきます。

それはそれとして、草野委員のご指摘は対応してもらおうということで、この委員会で指摘をします。

その他はよろしいですか。

これについては、中味は承認します。

続きまして、火災予防条例です。

(宇田室長)

資料 2-2、四街道市火災予防条例の一部改正で、個室ビデオ店等の火災を踏まえた防火安全対策として、個室に設置されている外開き扉を開放しても、再び閉鎖状態となるよう措置することが必要なことから、火災予防条例の一部を改正するものということで、今年 4 月の施行予定です。

市民参加手続の対象としては、第 6 条第 1 項第 3 号、市民等の権利義務に関する条例の改廃に該当しますが、適用除外項目として、第 6 号を根拠として実施しないとしました。

第 6 号のその他前各号に準ずるものに該当します。では、前各号のどれかということ、第 3 号に準ずるものということで、第 3 号とは、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うものとなっております。

第 6 号を根拠とした理由ですが、当該改正事項は、法令の基準に基づかない事項であるが、事件の重大性を踏まえ、総務省消防庁及び全国消防長会において、統一的な全国指標として「火災予防条例改正案」が示された。本改正案を第 3 号に準ずるものとみなし、市民参加手続を実施しないものであるということでございます。

市民参加推進本部のコメントですが、火災予防の重要性に鑑み、全国消防長会から示された「火災予防条例改正案」を全国的に統一された指標と捉え、「法令の規定による実施基準」に準じた取り扱いをすると判断し、条例第 6 条第 2 項第 6 号の適用は適切であるということでございます。

(草野委員)

第 6 号なら、その他前各号に準ずるものですね。なぜ第 3 号に準ずるものとなるのですか。第 6 号だったら第 3 号も入っていると思います。

(委員長)

ここでは、消防長会から示された指標に沿って機械的に行うということですが、法令ではないが、決められた基準に沿って実施するので、第 3 号に準ずるという意味で第 6 号を取っています。

前各号というのは、第 1 号や第 2 号に準ずるものもあれば、第 3 号に準ずるものもありますが、それは問題ないと思います。

(草野委員)

第 121 号の公告文はどう考えればいいですか。

(委員長)

これは問題だと思います。これもそのまま掲示されているということですか。

(宇田室長)

これは気付きませんでした。

(委員長)

公告は法規セクションだと思いますが、このシートは担当課で作成し、政策推進課の市民活動推進室が確認し、最終的には法規セクションがこのような形で告示をするか、ホームページに掲載しますが、連携が取れていない証拠だと思います。市民参加が重要だとやっているにも関わらず連携が取れていないということは、ある意味、市民参加条例を軽視しているとかいいようがありません。

これ以上は追求しませんが、これもすぐに修正して、法規セクションにきちんと認識してもらわなければ困りますが、連携していればこのような問題は起きないはずですので、今後の運用の中でしっかり対応していただきたいと思います。

(三木委員)

担当課から、事前に適用条項の相談はありましたか。

(宇田室長)

ございました。第6号に該当させ、第6号は前各号のどれに該当するかといえば、第3号になると申し上げましたが、もう少し丁寧に説明する必要があったかもしれません。

(委員長)

大事なところですので、委員会からは指摘させていただきたいと思います。

中味はよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

では承認いたします。

(3) 平成22年度市民参加手続の実施予定について

(委員長)

議事の(3)平成22年度市民参加手続の実施予定について、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

資料3です。来年度の実施予定は今のところ5件で、一覧表を一枚めくっていただくと表がござい
ますが、これは市民参加の対象としないことが見込まれる行政活動が1件で、計6件ございます。

各シートでご説明させていただきます。

まず資料3-1市民参加条例の改正ですが、これは昨年度から引き続き行っているもので、第1号の
意見提出手続を4月に実施する予定になっております。2号の意見交換会手続は3月に実施し、3号
の審議会等手続は21年度に5回実施しております。

第5号のその他手続といたしまして、昨年4、5、7、8月にアンケート調査を実施しており、意見
交換会手続は4月に予定されております。

推進本部のコメントといたしましては、昨年度と同様ですが、既に実施済みも含め、多くの手続き
を予定しており、市民参加機会が確保されている。市民参加手続の方法、時期とも適切であるという
ご指摘を得ています。

(委員長)

いかがですか。

一点目、この委員会に関わる市民参加条例の平成22年度の実施予定です。

第2号の意見交換会手続は22年3月で済となっておりますが、理由は何ですか。

(宇田室長)

この委員会の開催の際は、手続は実施していませんが、22年度にこの資料を公開するときには、
手続が終了しているため、済としました。

(委員長)

分かりました。

推進評価委員会のコメントとしては適切である、でよろしいでしょうか。

では、この委員会のコメントとしては、適切であるということで答申いたします。

(委員長)

引き続きまして、資料 3-2 です。

(宇田室長)

都市核北周辺地区整備計画の策定で、これも昨年度からの継続ですが、都市核北周辺地区の総合的かつ効率的な整備計画を策定するもので、一覧表の概要案に 23 年度新規策定と書いております。このシートの概要のところ、平成 23 年度新規策定と注記しなければいけなかったのが抜けてしまっている、この場で付け加えさせていただきます。

市民参加手続の方法ですが、第 1 号の意見提出手続については、最終年度は 23 年度、第 2 号の意見交換会手続についても、最終案の確定は 23 年度の実施ということでございます。

注記として、第 1 号の意見提出手続は、計画案（最終段階）に対する市民等の意見の聴取、第 2 号の意見交換会手続については、計画案（中間段階）に対する市民等の意見の聴取ということで、時系列的に意見交換会手続が先に実施されるということがここに書かれています。

次に、第 3 号の審議会等手続ですが、計画策定の初期段階からの調査、審議ということで、実施時期は、平成 21 年 10 月、11 月、1 月、2 月、そこから 23 年度までの期間となっています。

第 4 号の市民会議手続は、計画候補案の作成と位置づけ、22 年度の予定ですが、計画候補案の作成を市民会議手続で行うかどうかに関しては、今後決めていくということです。

第 5 号のその他手続ですが、市民意向調査で、昨年 10 月から 3 月までに実施済みで、18 歳以上の 3000 人の無作為抽出が現在回収されつつあるとのこと。

推進本部のコメントですが、既に実施済みも含め、多くの手続きを予定しており、市民参加機会が確保されている。市民参加手続の方法、時期ともに適切であるというコメントでございます。

(委員長)

それでは、この件に対して、何か質問や意見はございませんか。

(中畠委員)

第 3 号の審議会等手続ですが、都市核北周辺地区整備計画策定委員会は、正確には委員会は 2 回、ワーキンググループのような分科会が 2 回です。そこまで詳しく書く必要はないかもしれませんが。

それから、注釈を言われたように、その後の策定の手続がどうなるかについても、策定委員会からの意見を基にするということもあるので、審議会等手続や意見交換会手続などについても流動的な面はあると思います。

(委員長)

予定を入れておくことはいいと思います。必要な手続きは既に行っているわけだし、結果的に実施しなかった手続きは年度末などにでも報告されればいいと思います。

審議会等手続の 4 回開催の欄は、少し狭いのですが、委員会 2 回、ワーキンググループ 2 回と書いておいていただけますか。

(宇田室長)

はい、そうします。

(委員長)

その他よろしいでしょうか。

それでは、推進評価委員会のコメントとしては、適切であるとします。

続いて、資料 3-3 お願いします。

(宇田室長)

資料 3-3 四街道市地域福祉計画の策定で、概要は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的として今回新たに策定する計画で、平成 21 年度、22 年度の継続事業です。既に昨年度の実施予定で同様の内容が示されていますが、22 年度も実施するので、今回改めて予定シートを作っております。

第 1 号の意見提出手続ですが、計画案に対する市民等の意見の聴取ということで、平成 23 年 1 月に実施する予定です。

第 3 号審議会等手続ですが、四街道市保健福祉審議会で審議をするということで、21 年度は 2 回実施済み、22 年度は 4 回実施する予定です。

この保健福祉審議会は、昨年 4 月の段階では親会と部会を開催する予定でしたが、本年度は、部会は開催せず親会のみで、来年度も親会のみで開催と聞いております。先程、ワーキンググループ会議を開催したことを加味せよとご指摘を受けましたが、この審議会に関しては、部会はありません。

第 4 号の市民会議手続ですが、21 年 12 月に 2 回開催、22 年度は 3 回開催予定になっております。

第 5 号のその他手続といたしまして、市民アンケート調査に関しては、2000 人の調査を昨年 8 月と 9 月に実施済み、市民講座を開講して集まった方々に対して行った懇談会は、昨年 10 月と 11 月に実施済みでございます。

推進本部のコメントといたしましては、既に実施済みも含め多くの手続きを予定しており、市民参加機会が確保されている。市民参加手続の方法、時期ともに適切であるとなっております。

(委員長)

ありがとうございました。ここはいかがでしょうか。

(三木委員)

この市民参加手続の中味ではありませんが、記載内容で気になるところがあり、市民参加手続の方法を見ると、参加が期待される市民等(属性)の欄で、別のシートでは、属性、人数となっております。それぞれのシートで書く内容が様々で、特に福祉計画のシートは、他のシートと書き方が違う印象を受けたので、統一したほうがいいと思います。

(委員長)

各課で作っているので、全体的な調整は必要です。

私も気になったのは、都市核北周辺地区の市民会議等手続の中の参加が期待される市民等で、学識経験者を入れていますが、これは違うのではないかと。市民活動団体等で活動する者は入ってもいいと思いますが、全部調整して、表記を合わせてください。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

他に何かございますか。

それでは、地域福祉計画についても多くの方法で市民参加を行っていますので、適切であるとコメントしたいと思います。

次、四街道市営霊園条例の一部改正についてお願いします。

(宇田室長)

四街道市営霊園条例の一部改正についてですが、市営霊園の施設新設に伴う当該施設運用規程の制

定等で、平成 22 年 12 月に施行予定です。

内容ですが、四街道市には納骨堂の設備がないので、納骨堂を設置するものです。

この条例に関しましては、第 3 号の、市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃に該当します。市民参加手続でございますが、第 1 号の意見提出手続を、改正案に対する市民等の意見の聴取ということで、本年 9 月の実施を予定しております。

第 3 号の審議会等手続に関しましては、環境審議会を 8 月に開催する予定でおります。

推進本部のコメントですが、複数の市民参加手続が予定されており、方法は適切であるとのことでございます。

以上でございます。

(委員長)

こちらについてはいかがでしょうか。

私から一点、第 6 条第 1 項の対象、第 3 号、市民等の権利義務に関する条例の制定・改正に該当させているが、公の施設の設置ですが、第 4 号ではないかという気がしますが。

(栗原委員)

納骨堂を作られたという件ですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

第 3 号の市民の権利義務は、通常は何々に許可制を引くとか、何かを禁止するとかいうものに通常は該当しますが、見方によってどれにも該当しないともいえます。市はどれかに該当させたいということで、市民の権利義務を広く取っているともいえます。

制度的には引っ掛かりますが、よろしいですか。

委員会としては、これも適切ということでコメントしたいと思います。

それでは 5 つ目、開発行為について説明をお願いします。

(宇田室長)

都市計画法に基づく開発行為の係る技術的細目の強化等に関する条例の制定でございます。

概要ですが、開発許可の技術基準について、政令に定める技術的細目において定めた制限を強化する条例を制定するもので、22 年度後半に施行する予定です。

開発指導要綱についても改正する予定と聞いておりますので、市民参加手続をするように求められる可能性があるということは伝えております。

市民参加手続の対象として、第 3 号の市民等の権利義務に関する条例の制定に該当するもので、市民参加手続の方法ですが、第 1 号の意見手続に関しまして、条例案を策定時に行い、第 3 号の審議会等手続ですが、今年度中に審議会を開催することになっております。

推進本部のコメントといたしましては、複数の市民参加手続が予定されており、方法は適切であるとのことです。

(委員長)

こちらはいかがでしょうか。

意見提出手続の実施時期が条例案策定時となっておりますが、条例案策定時ではなく、その前に実施

すべきものですね。

ここは、ある程度出す時期が分かるのであれば、日程を入れたほうが良いと思います。

(宇田室長)

まだ目途が立っておらず、年度後半という話でしたので、一番上から2行目も、22年度後半の予定と入れてあります。

(委員長)

平成22年度の後半予定でも良いので、予定と書いたらどうですか。そうでないと、いつ頃実施するのか全然分かりません。

そのような形に直させてもらいます。

(中嶋委員)

内容に関わることはありませんが、略称で「開発行為強化条例」というのは分かりにくいというか、逆の意味に読めます。

(委員長)

確かに、開発行為を進める、強化するとも読めますので、開発許可にかかる技術的細目の強化に関する条例、長くなりますが、そのように書いたほうが良いと思います。

四街道は、これから開発をどんどんやっていこうという感じに取れなくもないので、市民に誤解されやすいと思います。

(宇田室長)

訂正した形にしたいと思います。

(委員長)

もう一つ、開発要綱の改正は、軽微でなければ第5号に間違いなく当たると思いますが、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改廃に当たります。

追加で出すの分かりませんが、条例はかかるが要綱はかけなくていいと担当課にそのような考え方にさせてしまうと、みんな要綱にして逃げてしまいます。

担当課は、技術的基準、技術的細目を条例化するので、実施するだけいいだろうと思うかもしれませんが、実質的に市民、事業者の誘導している部分は指導要綱でしょうから、市民参加条例の対象になる可能性が高いということを確認してもらう必要があります。通常は5号でかかるわけですから。

その他よろしいでしょうか。

では、一部修正しますが、全体としては適切であるというコメント、名称も変わったときでいいので、適切であるとします。

最後に、市民参加手続を実施しないものが1件です。

(宇田室長)

資料3-6、ごみ処理手数料条例及び手数料条例施行規則の改正についてです。

概要ですが、一般家庭のゴミではなく、事業系ゴミをクリーンセンターに直接搬入する手数料を改定するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する条例と廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を、平成23年9月議会に提出する予定ですが、22年度から内容の検討を始めるので、22年度の予定シートに位置づけました。

市民参加の対象としては、第3号の市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃に該当します。

適用除外として実施しない根拠として、第5号の市税の賦課徴収及びその他金銭の徴収に関するものに該当させています。

推進本部のコメントですが、ごみ処理手数料徴収に関するものであり、条例第6条第2項第5号の適用は適切であるということでございます。

以上でございます。

(委員長)

これについては、市民参加手続きを実施しない、今の段階では予定であるということですが、ご意見等ございませんか。

今はこれでいいと思いますが、仮に市民参加条例が改正されると、1年先の話なので、この委員会の答申でいけば、金銭徴収も市民参加の対象になりますが、条例改正された後も、あらためて予定として出てくると考えてよろしいですか。

(宇田室長)

経過措置としてどのように規定するかにもよりますが、23年9月の施行ですから、これは経過措置でこのままいくということはありません。

(三木委員)

これは23年9月議会に提出の予定なので、1年以上先の案件ですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

今回出したのはなぜですか。

(宇田室長)

冒頭で説明したとおり、22年度から検討することになり、市民参加手続きを経ないということを含め公表させていただくものですが、どこかに書いておいたほうがよろしいですか。

(委員長)

条例が変わったらやはり実施するという場合もあり得るので、それは明確にしておいてください。その他にはよろしいでしょうか。

(宇田室長)

今のご指摘を概要の補足として説明を加えておくことでよろしいでしょうか。

(委員長)

概要の欄に、22年度中から検討に入るので今回出したと入れておいてください。

委員会としては、実施しないことについては適切であるというコメントを出しておきます。

それでは、議事3は終了とさせていただきます。

4 答 申

(委員長)

4の答申ですが、これはどうしますか。

(宇田室長)

委員会の意見がまとまれば答申をいただく予定でしたが、委員長と内容を調整させていただき、委

員の皆さんにも案を見ていただきものを答申としたいので、今回はありません。

5 その他

(委員長)

5番のその他、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

資料3-1の市民参加条例の改正の意見交換会ですが、先程スケジュールを申し上げたとおり、3月19日の金曜、20日の土曜日に行うということで昨日公告し、2月15日号市政だよりにその旨の記事を掲載し、昨日は市ホームページにも掲載しました。

利害関係者など、市外の方でも参加していただければ市としてもありがたいので、市民等の参加で募り、この委員会で決まりつつある内容を説明する予定ですので、ご承知置きください。

(委員長)

もしご都合がつく方がいらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。

(中嶋委員)

意見交換会で出される資料ですが、この委員会の意見がまとまっている範囲で、可能な限り出したほうがもいいと思います。

(宇田室長)

この資料をそのまま出すわけではありませんが、分かりやすいように工夫はしたいと思います。

ちなみに、市政だよりなどでも、金銭徴収に関することを除外して削除という意見があるということも載せさせていただいております。

(委員長)

まだ検討中なので、内容が変わる場合があることを、参加した市民に伝える必要はあります。

6 閉会

(委員長)

それでは、第5回市民参加推進評価委員会を終わりにいたします。

お疲れ様でした。

— 以 上 —